

(令和年習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 布 施 孝 一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、

標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

国における令和2年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 布 施 孝 一

国における令和2年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、令和2年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く求めるものである。

記

- 1 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域スポーツクラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第3号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転につ
いて、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決する
べきとする意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	宮 城 壮 一
賛成者	習志野市議会議員	市 瀬 健 治
〃	〃	入 沢 俊 行
〃	〃	藤 崎 ち さ こ

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書

平成31年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続における国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、「差別」ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのではない。その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障にかかわる重要事項であるというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのであれば、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により決定することを求めるものである。

よって、本市議会は政府に対し、下記事項について強く求めるものである。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要であるという結論になるのであれば、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第4号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	宮城壮一
賛成者	習志野市議会議員	市瀬健治
〃	〃	入沢俊行
〃	〃	藤崎ちさこ

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書

平成31年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続における国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、「差別」ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障にかかわる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのであれば、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により決定することを求めるものである。

よって、本市議会は政府に対し、下記事項について強く求めるものである。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要であるという結論になるのであれば、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第5号

辺野古新基地建設に係る沖縄県民投票の結果を受け、地方自治を尊重し、
工事の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	藤崎 ちさこ
賛成者	習志野市議会議員	宮城 壮一
〃	〃	市瀬 健治
〃	〃	入沢 俊行

辺野古新基地建設に係る沖縄県民投票の結果を受け、地方自治を尊重し、 工事の中止を求める意見書

沖縄県名護市辺野古で建設が進められている米軍基地に係る沖縄県民投票が、本年2月24日に投開票された。

結果は投票率50%を超え、投票者数の72%が反対という結果であった。これは、長年基地問題で苦しんできた沖縄県民の民意である。この民意に従い、工事を中断し、辺野古の海の環境を回復するとともに、新基地建設を断念することが、日本国憲法の下で地方自治を尊重する、私たちの国日本の民主主義の立場である。

故翁長雄志知事は、かつて「(安倍総理が)日本を取り戻すという日本に、沖縄は入っているのだろうか」と語っていた。それだけ、沖縄の民意は国に押さえつけられてきたということである。さらに、この沖縄の民意が軽視されてきたことに象徴される「地方自治の軽視」が、沖縄の新基地建設の問題だけにとどまらないことに、私たちは気づかされる。

小泉政権時代、「国家戦略特区」は地方分権を大義名分に構造特区として始まった。しかし、今や、内閣総理大臣に権力を集中させる「一極集中」の化身となっている。

よって、本市議会は政府に対し、辺野古新基地建設工事を中断し、辺野古の海の環境を回復するとともに、新基地建設を断念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣その他政府関係機関に対して、標

記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第6号

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	市瀬健治
賛成者	習志野市議会議員	宮城壮一
〃	〃	入沢俊行
〃	〃	藤崎ちさこ

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

昭和35年日米安保条約第6条、米軍が日本に定める「施設及び区域を使用する」に基づき日米地位協定が国会で採択されて以来、一度も改定されていない。その内容は、米国の望むところ日本のどこにでも基地を置くことができる、世界でも類を見ない、日本全土が潜在的基地となり得る極めて異常な協定と言わざるを得ない。

昨年8月、日米地位協定の改定を求める意見書が、森田千葉県知事を含む全国知事会において全会一致で可決した。12月末には7道県36市町村で可決され、今年4月には7道県122市町村で可決したという高まりである。

このことは米軍基地の75%以上を占める沖縄の問題ということだけでなく、全国の基地周辺と基地周辺以外においても、騒音被害や事故といった基地に起因する環境問題から来る不安を抜本的に軽減・解消するために地位協定の見直しが必要であるとする知事会はもちろんのこと、市民の要望の高さを表している。

ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスは自国の国内法を適用させ、管理権は自国の立ち入りや軍を常駐させている。訓練・演習は自国の了承が必要としている。それに比べ日本の国内法を原則適用できず事故等の立ち入り捜査の権利を行使できない現状は、果たして法治国家と言えるのだろうか。

米軍の維持経費は地位協定第24条では米国側の負担とされているが、実際は思いやり予算など年に2,000億円以上を日本側が肩代わりしている。

そして、今年5月千葉県木更津駐屯地(オスプレイ整備拠点)がオスプレイの「暫定基地」として防衛省より要請され、オスプレイの訓練演習場として習志野駐屯地が挙げられている。

よって、本市議会は政府に対し、日米地位の抜本的見直しを強く求めるとともに、下記事項に取り組みられるよう強く求めるものである。

記

1. 日米地位協定を抜本的に見直し、日本の航空法、環境法令などの国内法を原則として適用させること。事件・事故時の自治体の迅速かつ円滑な立ち入りの保障を明記すること。
2. 米軍機による低空飛行訓練等においては、国の責任で必要な実態調査を行うとともに、訓練ルート・時期・時間の事前情報提供を必ず行い、自治

体、住民の不安を払拭するよう十分な配慮を行うこと。また、航空機騒音規制措置については、住民の実質的な負担軽減が図られる運用を行うこと。

3. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第7号

消費税増税中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	宮 城 壮 一
〃	〃	市 瀬 健 治
〃	〃	藤 崎 ち さ こ

消費税増税中止を求める意見書

政府は予定どおり、令和元年10月から消費税率を10%に引き上げようとしている。

実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いている。格差と貧困は拡大する一方である。

このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れない。「軽減」と宣伝されている複数税率による混乱も心配されている。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いことが消費税の特徴である。「今、消費税を上げる時なのか」といった声が大きく広がっている。

よって、本市議会は政府に対し、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げの中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣その他政府関係機関に対して、標

記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第8号

東海第二原発の運転延長再稼働を認めない意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	宮内一夫
賛成者	習志野市議会議員	立崎誠一
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	中央重則

東海第二原発の運転延長再稼働を認めない意見書

平成23年3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、いまだに原因も解明されず収束のめども立っていない。東海第二原発も当時地震や津波で冷却機能の一部を失い、一時危機的な状態に陥っていた。以来、東海第二原発は稼働していなかった。

そのような中で東海第二原発の運営主体である「日本原子力発電株式会社」は、平成29年11月に法律で定められた40年の制限を超えて例外措置として20年の運転延長を原子力規制委員会に申請し、同委員会は平成30年11月に運転延長を認可した。

東海第二原発の30キロメートル圏内には約96万人ともいわれる人々が居住している。もしも原発事故が起きた場合、多数の住民が一斉に素早く避難することは不可能である。さらには習志野市を含む千葉県も100キロメートル圏内に入っている。放射能の飛散は必ずしも距離ではなく地形や風向きにも影響を受け、農産漁業や市民生活に多大な影響や被害をもたらす。

よって、本市議会は政府に対し、東海第二原発の運転延長と再稼働を認めないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、

標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第9号

「キッズゾーン」や通学路の交通安全対策促進のため、政府、並びに千葉県に対して、市町村との連携強化と財政支援策拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	谷岡隆
〃	〃	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

「キッズゾーン」や通学路の交通安全対策促進のため、政府及び千葉県に対して、市町村との連携強化と財政支援策拡充を求める意見書

5月8日に大津市で2台の車が交差点で衝突し、1台が歩道に乗り上げ、信号待ちしていた散歩中の保育園児等をはね、園児2人が死亡、1人が重体、保育士を含む13人が重軽傷を負う事故が発生した。事故をきっかけに、保育園の散歩コースや学校の通学路の安全点検などが行われているが、歩行者、子どもが犠牲となる自動車による交通事故が後を絶たず深刻な問題となっている。

平成24年4月、亀岡市で集団登校中の小学生らの列に車が突っ込み、10人が死傷した事故の後、政府は全国の通学路の危険箇所を緊急点検し、一定の改善を図る取り組みを実施した。その際開催された、通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会では「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備」として、(1)「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要、(2)生活道路の通学路においては、ゾーン対策が効果的、(3)ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し、適切な対策を選択することが重要、(4)対策の普及のためには、対策効果の検証が必要、(5)「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出すことが重要などの意見を取りまとめた。

これらの意見を踏まえ、子どもたちが安全に園外活動や通学等を行えるようにするため、地域の実情に即して、ガードレールなどの設置や信号機等の新設、歩車分離、歩道の確保、「キッズゾーン」の指定などの対策を進めることが急務となっている。

よって、本市議会は政府及び千葉県に対し、「キッズゾーン」や通学路の交通安全対策促進のため、市町村との連携を強化するとともに、市町村に対する必要な財政支援策を強化することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関及び千葉県知事に対して、標記

意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第10号

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	佐野正人
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担っている。ところが、あまりにも保険料（税）が高く、滞納世帯が289万と、全加入世帯の15%を超えている。それにより、無保険になったり、正規の保険証を失ったりすることで、医療機関の受診がおくれ死亡する事例も発生するなど、国民健康保険制度の根幹が揺らぐ事態となっている。

国民健康保険は、制度がスタートした当初から、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある（社会保障制度審議会「1962年勧告」とされていたものである。しかも、かつては被保険者の7割が農林水産業と自営業だったが、今では年金生活者などの「無職」が43%、「非正規雇用」が34%となっているにもかかわらず、保険料（税）は「協会けんぽ」の1.3倍、「組合健保」の1.7倍となっている。加入者の貧困化、高齢化が進む中で保険料（税）の負担は、耐えがたく重いものになっている。

国民健康保険の構造的な問題を解決し、加入者に過酷な負担となっている保険料（税）を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は、国民健康保険への定率国庫負担の増額を政府に要望し続けている。全国市長会は、平成26年に公費を1兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にするよう政府・与党に求めている。

保険料（税）が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険料（税）に影響するのは国民健康保険だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にはないものである。医療分、後期高齢者医療支援分に係る「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収されている保険料（税）額は、およそ1兆円とされている。1兆円の公費投入があれば「協会けんぽ」並みの保険料（税）とすることが可能となるのである。

よって、本市議会は政府に対し、国民健康保険への国庫負担の増額を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第2回定例会)

発議案第11号

木更津駐屯地へのオスプレイの暫定配備に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	立崎誠一
〃	〃	宮内一夫

木更津駐屯地へのオスプレイの暫定配備に反対する意見書

防衛省が陸上自衛隊の垂直離着陸輸送機オスプレイを令和元年度末から陸上自衛隊木更津駐屯地に暫定配備する意向を木更津市に示した。同省がオスプレイの「恒久配備先」として「最適」とする佐賀空港での駐屯地建設が、地元漁協や住民の反対でめどが立たないからである。

沖縄県の普天間基地などに配備されている米軍オスプレイは、墜落や部品落下、不時着など深刻な事故を相次いで起こしている。騒音と振動の問題もある。

防衛省は、木更津駐屯地に令和3年度末までに陸上自衛隊への納入が完了する見込みのオスプレイ17機全機を配備する考えである。「佐賀(空港)においては(オスプレイの)恒久的な施設をつくらせてもらうので、かなり時間もかかる」(岩屋毅防衛相)というのが理由である。「暫定」と言うものの、同省が配備の長期化を想定しているのは明白である。

陸上自衛隊のオスプレイの訓練範囲は、木更津駐屯地周辺にとどまらない。防衛省は想定される訓練場所として、習志野(千葉県)、富士(山梨県、静岡県)、相馬原(群馬県)などの演習場を挙げている。

木更津駐屯地には、平成29年から定期整備が始まった普天間基地の米軍オスプレイも、しばしば飛来している。東京都の米軍横田基地には特殊作戦用のオスプレイが5機配備されており、埼玉県や神奈川県でも飛行が目撃されている。同基地では、さらに5機の追加配備も計画されている。

木更津駐屯地にオスプレイが暫定配備されれば、木更津市周辺を初め千葉県上空をオスプレイが飛び交い、住民を墜落事故の恐怖と騒音被害にさらすことになる。日米合わせて多数のオスプレイが関東の空を飛び交う事態となれば、その危険性ははかり知れない。

よって、本市議会は政府に対し、習志野市域及び千葉県域に事故や騒音等の被害をもたらしかねないオスプレイの木更津駐屯地への配備計画を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。